

議案第 50 号

かすみがうら市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市監査委員条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

かすみがうら市長 金子 敏 明

かすみがうら市監査委員条例の一部を改正する条例

かすみがうら市監査委員条例（平成 17 年かすみがうら市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 195 条第 2 項ただし書、」及び「監査委員の定数その他」を削る。

第 2 条を削り、第 3 条を第 2 条とし、第 4 条から第 7 条までを 1 条ずつ繰り上げ、第 7 条の 2 を第 7 条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。